

令和4年度介護保険事業者等実地指導の結果

1 実施時期

令和4年12月～令和5年3月

2 実施事業所(※重複あり)

・地域密着型通所介護	1ヶ所
・認知症対応型共同生活介護	2ヶ所
・小規模多機能型居宅介護	1ヶ所
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1ヶ所
・介護予防認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
・介護予防小規模多機能型居宅介護	1ヶ所
・居宅介護支援	7ヶ所
・介護予防訪問介護相当サービス	1ヶ所
・介護予防通所介護相当サービス	1ヶ所

3 主な指摘事項等

(1) 文書指摘事項

指摘事項なし

(2) 口頭指摘事項

運営規定について

- ・虐待防止の措置に関する事項を記載すること。
- ・玄関ホール等の目に付きやすい場所へ掲示すること。
- ・最新のものを掲示しておくこと。

重要事項説明書について

- ・ハラスメント対策について記載しておくこと。
- ・苦情窓口の記載内容に受付時間を追記すること。
- ・説明日を記載すること。

勤務形態一覧表について

- ・所定の様式を使用すること。
- ・管理者としての勤務時間と、居宅介護支援専門員としての勤務時間を分けて記載しておくこと。

事故報告について

- ・事故が発生した場合、平成21年1月8日付、舞保長第1339号で通知しました取扱基準「介護サービスの提供により事故が発生した場合の保険者等への報告について」に従い、市へ報告すること。